

## ○埼玉県教育委員会職員倫理規程の運用について

平成12年11月6日教企総第535号  
教育長通知  
最終改正 平成19年4月17日

このたび、県職員にかかる一連の不祥事件の発生を受け、県教育委員会としても汚職防止対策の一環として倫理保持の制度的な整備を行う中で、別紙のとおり、埼玉県教育委員会職員倫理規程（平成10年教育委員会訓令第2号）の一部を改正するとともに、運用を下記のとおり定めて徹底を図ることとしましたので、趣旨を御理解の上、所属職員に速やかに周知してください。

なお、この運用の実施に伴い、「埼玉県教育委員会職員倫理規程の運用について」（平成12年6月6日付け教企総第189号）は廃止します。

### 記

#### 第1条関係（目的）

入札談合等関与行為とは、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項に規定する行為をいうものであること。

#### 第2条関係（定義）

##### 1 地方公共団体について

市町村をはじめとする地方公共団体（以下市町村等）については、関係業者等の定義には含まれないが、第8条の趣旨により県民の疑惑や不信を招くような行為をしないように留意すること。

したがって、市町村等職員との接触にあつては、第7条第1項各号に規定する禁止事項と同水準の規制が原則的には適用されるものであること。

ただし、県と市町村とは、共同で行政活動を行うことを要請されている面があることから、互いの職務遂行に関して必要最小限度での便宜の授受については規制の対象から除外されること（例：関係事業のために行われる出張に際しての公用車の便乗等については、それが効率的、合理的である場合には許容できる。）。

##### 2 公益法人等について

（1）公益法人は、営利を目的とするものではないが、「県の行政運営と関連を有するもの」、すなわち当該職員の職務に関し、県の事業執行の対応如何により当該法人の経営に影響が及ぶものについては、その役職員とは関係業者等として接触する必要があること。

なお、その法人が県が出資する法人である場合も、同様の配慮を要するも

のであること。

(2) 法人格を有しない団体については、「個人の集合体であって法人格を有していないもの」として「個人」に含まれる。法人格の有無にかかわらず、当該職員の職務に関し県の対応如何により当該団体の事業運営に影響が及ぶなど、当該職員の職務と利害関係を有するものについては、当該団体から供応や便宜を受けた場合に、職務の公正性を疑われたり、あるいはその団体の性格によっては、いわゆる「官官接待」と受け取られる恐れもある。

そこで、このような団体については、関係業者等として接触に留意することが必要であること。

## 第5条関係（入札談合等関与行為の禁止）

### 1 「事業者」、「事業者団体」について

(1) 「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいうものであること。

(2) 「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含むものであること。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

ア 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人  
その他の社団

イ 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

ウ 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

### 2 「入札談合等」について

入札談合等とは、入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規程に違反する行為をいうものであること。

この場合において、「競争により相手方を選定する方法」には、一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額だけを比較して契約先を決定する

形態のもの（指名見積もり合わせ）も、実質的に競争入札と変わるところがないので、含まれるものであること。

### 3 入札談合等関与行為について

（１）第５条第３号及び第４号の「本来公開していない予定価格」とは、次の条件を満たすものが該当するものであること。

ア 特定の事業者又は事業者団体が知ることにより入札談合等を行うことが容易となるもの。この場合、予定価格のほか、予定価格を容易に推測することができる予算額も該当する。

イ 秘密として管理されているもの。なお、既に公表されているなど秘密として管理されておらず、不特定多数の者が知りうるものは、対象にならない。したがって、例えば予定価格を事前公表している場合には、該当しない。

（２）第５条第３号及び第４号の「漏洩」については、発注機関職員による作為的行為であり、情報漏洩に発注機関職員が関わっていない場合には、対象にはならないものであること。ただし、発注に係る秘密情報については、規程の適用の有無にかかわらず、外部に漏洩することのないよう厳格に管理することが必要である。

（３）第５条第６号及び第７号に掲げる行為については、特定の入札談合に関し、事業者若しくは事業者団体からの依頼を受け、又は自ら働きかけ、職務に違反して、入札談合を容易にする目的での幫助行為であることが要件となるものであること。例えば、職員〇Ｂからの依頼を受けて、特定の業者を指名業者に加える行為や当初一括発注が予定されていた工事の分割発注を実施させる等の行為が典型的なものである。

## 第８条関係（関係業者等の接触に関する禁止事項）

### 1 関係業者等との自己の費用を負担する場合の会食等の接触について

（１）倫理規程は、職員が応分の自己負担をした上で、関係業者等と飲食や遊技、旅行を共にすることは禁止してはいないが、一般にその行為を許容しているわけではなく、現在の利害関係の状況等を勘案の上、県民の疑惑や不信を招かないように留意することが前提である。

（２）公式行事としての定期総会、賀詞交換会等について、業務上の必要が認められる場合にはその出席に際し交際費での対応が可能であることを踏まえると、自己負担により会食するケースは、職務上やむを得ない場合で、かつ「交際費」対応が困難な場合に自ずと限定されると考えられる。最終的には個別具体のケースにつき、県民の視点から十分に吟味の上判断するものであること。

### 2 家族関係等に基づく接触について

(1) 家族関係等の定義について

ア 「家族関係等に基づく」とは「職員の身分にかかわらない関係に基づく」ことをいうものであって、職員として知り合い、職員としてつきあっている関係については含まれない。したがって、職場での上司や同僚の関係や職務上の関係は「家族関係等」には当たらない。

なお、職員のOBとの関係も同様である。

ただし、職場の上司に仲人を頼んだ場合における仲人とそれを依頼した者としての関係については、「家族関係等」に該当することもあり得るものと考えられる。

イ 「私生活面における行為であって職務に関係のないもの」とは職務上の利害関係にかかわらない日常的な接触行為をいう。

(2) 家族関係等を有する関係業者等との間の接触についての禁止行為の解除について

ア 家族関係等がある者については、職員の職務と利害関係を有する者となったとしても、引き続き私的な関係に基づいた付き合いを行うことはあり得るところであり、このような付き合いを利害関係者との間の行為であるとして一切禁止することは職員の個人的活動に対する過度の侵害となる。そこで、そのような私的な関係に基づく付き合いと評価できるものであり、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招く恐れのないものについては、禁止を解除するものであること。

イ 家族関係等がある者との間で、規制の対象とされている行為を行おうとする場合には、

(ア) その者との間における職務上の利害関係の状況（例…職員が当該団体に関する許認可事務を行っているような状況か）

(イ) 家族関係等の経緯及び現在の状況（例…学生時代から親しく付き合いを続けている間柄か、あるいは十数年間会っていないような間柄か）

(ウ) 両者の間において行おうとする行為の態様（例…高額の祝儀の提供か、あるいは安価な果物等のおすそ分けか）

等にかんがみ、規制の対象とされている行為を行うことが公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招く恐れがないと認められるときには、当該行為を行うことができるものである。

(3) 職員OBについては基本的に家族関係等には当たらないのであるが、上記2(1)アただし書きのような場合に限らず、在職中に「家族関係等」に準じた親密な関係を築いている場合もありうるので、職員との在職中及び退職後の関係、現在の職務上の関係、接触行為の態様（額、量、内容）等を

総合的に勘案した上で、冠婚葬祭等の儀礼において社会通念上認められる範囲で、個人の対応として行われる私生活面での行為（祝い金、香典の受領等）については、禁止が解除されるものとする。

#### **第11条の2関係（倫理推進員の指定）**

（1）倫理推進員は、各所属において総務を担当する職員で、所属長に次ぐ職位（副課長、副館長等）にあるものとする。

（2）倫理推進員は、第11条の2第2項に定める次の業務を行った場合には、その都度、結果を総務課長に報告するものとする。

- ア 公務員倫理の保持及び積極的な涵養に関すること
- イ 入札談合等関与行為に係る不祥事の防止に関すること
- ウ 汚職再発防止にかかる事務改善の推進に関すること
- エ 風通しのよい明るい職場づくりに関すること
- オ 行政監察部門との連絡調整に関すること
- カ 公務員倫理に関する職員及び業者からの相談に関すること

（3）上記（2）の具体例を示すと以下のとおりである。

- ア 定期的な職場会議の主催
- イ 各職場における公務員倫理研修の実施
- ウ 各職場の状況に応じた汚職防止マニュアルやチェックリストの作成及び定期的なセルフチェックの実施